

「中小事業者等の設備投資に対する固定資産税減免」

日本の税制は、企業の投資促進のために様々な策を講じていますが、その手法としては法人税等を減税することが一般的です。しかし赤字の中小事業者等にとって、そもそも減額対象である法人税額そのものが発生しないことも多く、このことは中小事業者等の投資が活発化しない要因のひとつとなっています。そこで平成 28 年度税制改正において、こうした赤字の中小事業者等も利用可能な設備投資減税制度が取り入れられました。

1. 制度の概要

創設された制度は、中小事業者等が取得した新品の機械装置の固定資産税を軽減する特例です。中小事業者が計画した経営力向上計画について主務大臣による認定がなされると、その翌年の申告分から、取得した機械装置の固定資産税（償却資産税とも言います）が3年間2分の1に減免されます（平成 31 年 3 月末までの投資が対象）。平成 28 年 7 月 1 日から施行されている「中小企業等経営強化法」によって実施されており、固定資産税の減免以外に、一定の要件のもと各種金融支援を受けることもできます。

2. 制度利用の流れ

固定資産税の減免を受けるためには、申請時に「工業会等による証明書」が必要になります。申請書提出後 30 日以内に主務大臣より認定書が発行されると、翌年以降の毎年 1 月末までに行う固定資産税の申告に際して、工業会等による証明書の写しと認定書の写し、申請書の写しを市町村等に提出します。

ここで、全ての設備（機械装置）が減免制度の対象となるわけではない点に注意が必要です。減税措置を受けることができる対象設備は生産性を高めるための機械装置に限定されており、その要件は

- ・販売開始から 10 年以内のもの
- ・旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均 1%以上向上するもの
- ・160 万円以上の機械及び装置であること（生産性向上設備投資促進税制のような建物等、工具、ソフトウェア等は対象とはなりません）

の全てを満たす必要があります。

なお、生産性向上設備投資促進税制の A 類型とは異なり、最新モデル要件はありません。よって、導入しようとしているモデルについて、たとえ旧モデルであっても「生産性年平均」が 1%以上向上している場合は全て減税措置の対象となります。また、中小事業者等の要件に関して資本金 1 億円を超えることが出来ない、国内向けの投資のみが対象となる、中古資産等は対象とはならない、オペレーティングリース取引については貸手側が対象となる等の各種の規制があります。

3. これまでの制度との違い

今回の制度は、減額する対象を機械装置の固定資産税としているため、大企業と比較して赤字割合が高いとされる中小事業者等に対しても設備投資意欲を喚起することができる点に特徴があります。また、固定資産税収は平成 27 年度計画額において約 8.7 兆円となっていますが、その多くは不動産所有による税収であり、今回の制度創設による年平均の減収額は約 100 億円から 200 億円程度と見込まれ、固定資産税を財源とする地方財政に与える影響も限定的となる見込みです。

4. 計画申請時期には注意が必要

今回の制度利用におけるポイントは、やはり経営力向上計画の策定にあると思われます。自社の現状の経営成績等を基準に、事業形態に応じた目標とする経営指標（例：売上高増加率）を記載し、目標を達成するための具体的な取り組みを記載します。申請時には、認定経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。

留意すべきは、計画申請時期です。機械装置の取得後年末までに計画の認定が受けられない場合には、減税期間は 2 年間となってしまいます。年末近くに機械装置の取得を予定している場合、取得を翌年に延ばすことなどの検討が必要な場合もあると思われます。

（提供：朝日税理士法人）

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2016年2月1日現在)

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券